

探偵業の業務の適正化に関する法律に係る処分基準の改定概要

1 趣旨

探偵業の業務の適正化に関する法律の改正により、探偵業の届出がなされた際に交付するものとされていた届出があったことを証する書面が廃止されたため、処分基準の改定を行うもの。

2 主な改正内容

- (1) 別表第1のうち届出証明書に関する項目の改定
- (2) 全体的な規定等の順番の変更
- (3) その他必要な規定の整理

3 施行日

改定の日から施行する。